

同和地区に関する質問には 答えないでください。

- 相手方から同和地区について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第 47 条第 1 項に違反しません!
- 取引の対象となる物件が同和地区に所在するか、あるいは同和地区を校区に含むか、調査をすること又は取引関係者に教示することは、指導・監督の対象となります!



✓ 宅地建物取引を進めるにあたって、取引成立や営業活動を優先するあまり、基本的人権を無視した言動をしてしまったことはないでしょうか。不動産取引において、「同和地区」等といった理由で、消費者や住民が予断と偏見で差別されるのは許されないことです。

✓ 今なお「同和地区」といった理由で差別を受けられる方がおられ、苦しんでいます。そのような状況においては、同和地区に関する質問に回答することや、調査をすること自体が差別を助長します。

✓ 業務の執行においては、より高度な社会的責任と信頼性を要求されていることを自覚し、人権問題への正しい理解とその実践に努めてください。

同和地区に関する質問にはどのように答えたい？

Q. この物件の地区は同和地区ですか。

A. 宅建業者は偏見や差別の解消に取り組む立場にあり、同和地区を教えるほしいという要望にはお応えしていません。

Q. この物件がある地区が同和地区かどうか調べてください。

A. 宅建業者は偏見や差別の解消に取り組む立場にあり、同和地区かどうか調べてほしいという要望にはお応えしていません。

Q. ネットに〇〇が同和地区と書いてあったが、本当か。

A. 他人から聞いたことやネット上の情報から誤った知識を持つことが偏見や差別につながります。宅地建物取引業者は偏見や差別を解消する立場にあり、同和地区についてのお問い合わせにはお応えしていません。

Q. 買主が要望しているのに、同和地区かどうか言わないのは宅地建物取引業法違反ではないのか。

A. 宅地建物取引業法違反ではありません。むしろ同和地区についてお教えすることが、差別を助長することになり許されていません。

兵庫県まちづくり部建築指導課土地対策班

兵庫県県民生活部総務課人権推進室人権推進班